

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会

馬術競技会運営委員会馬事衛生部会設置要綱

平成28年2月5日
第1回馬術競技会運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井しあわせ元気国体・障害者スポーツ大会実行委員会県外開催競技会運営委員会規程第5条の規定に基づき、馬術競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の部会の設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称等)

第2条 運営委員会に設置する部会の名称および運営委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 部会長および副部会長は、部会委員のうちから実行委員会の会長が委嘱する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、付託事項を調査審議したときは、その結果を運営委員会に報告するものとする。

4 部会は、必要があるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が運営委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

部会の名称	所属する委員会	付託事項
馬事衛生部会	馬術競技会運営委員会	1 出場馬の健康検査および防疫に関すること。 2 出場馬の診断および装蹄に関すること。 3 出場馬の輸送に関すること。 4 飼料、敷料に関すること。 5 その他馬事衛生に関すること。